させようとする者がその在職している府省等（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省、デジタル庁及び防災庁並びに宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下この号において同じ。）以外の府省等、在外公館、地方公共団体、民間企業等での勤務の経験又は人事院が定める研修の受講の経験を有しており、管理的又は監督的地位にある者にふさわしい幅広い能力及び柔軟な発想力を有していると認められること。

二・三　（略）

2　（略）

（条件付任用の特例）

第四十八条　内閣府設置法第十八条の重要政策に関する会議又は同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項の機関、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十四条の中央防災会議若しくは国家行政組織法第八条の審議会等の非常勤官職又はこれらに準ずる非常勤官職（以下この条及び次条において「審議会等の非常勤官職」という。）に採用し、審議会等の非常勤官職以外の非常勤官職に第四十六条の規定により若しくは一年を超えない任期を定めて採用し、又は非常勤官職に昇任させる場合には、これらの採用又は昇任は、条件付のものとしない。

2・3　（略）

（人事院規則九―二の一部改正）

第四条　人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（指定職俸給表の適用範囲）	（指定職俸給表の適用範囲）
第十五条　指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。	**第十五条**　指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　会計検査院事務局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官	三　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、防災監、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官
四～九　（略）	四～九　（略）

（人事院規則九―七の一部改正）

第五条　人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次の表により改正する。

別表（第一条の四関係）

改正後		改正前	
職員の属する組織の区分	支給定日	職員の属する組織の区分	支給定日
（略）		（略）	
内閣（内閣府、デジタル庁及び防災庁を除く。）	十六日	内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）	十六日